外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石森達也が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十一月十六日

横浜市港北区樽町三丁目四番一七―六〇五号　トリトン・インコーポレイテッド

日本における代表者　石森　達也

限定承認公告

本籍横浜市南区六ツ川三丁目九六番地九、最後の住所横浜市神奈川区斎藤分町四九番五五号　被相続人　亡　蛯名　諄子

右被相続人は平成二十一年九月二十八日死亡しその相続人は平成二十一年十一月四日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月十六日

横浜市中区住吉町一丁目二番地スカーフ会館三階　横浜綜合法律事務所

相続財産管理人蛯名俊男

代理人弁護士　高橋理一郎

限定承認公告

本籍大阪府富田林市須賀二丁目六四八番地一、最後の住所大阪府富田林市須賀二丁目七番三号　被相続人　亡　岡本　英子

右被相続人は平成二十一年六月十二日死亡し、その相続人は平成二十一年十一月二日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月十六日

大阪府富田林市須賀二丁目七番三号

相続財産管理人　岡本　英哲

金融商品取引業者の解散の公告

当社は、平成二十一年十二月三十一日をもって解散することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十一年十一月十六日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号　エイチヴィビー・キャピタル・アジア・リミテッド（エイチヴィビーキャピタル証券会社）

日本における代表者　柴田　一弘

株式譲渡制限設定につき株券提出公告及び定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年十二月二十日までに当社にご提出下さい。

また、当社は、平成二十一年十二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年十一月十六日

石川県金沢市長土塀二丁目一六番三〇号　石川中央三菱自動車販売株式会社

代表取締役　田川　克次

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億一千万円減少し、金五十七億三千八百二十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十一年十二月十七日であり、社員総会の決議は平成二十一年十一月十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年十月二十三日

掲載頁　一二四頁（号外第二二六号）

平成二十一年十一月十六日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号　ケーオーエム・ツー特定目的会社

代表取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十億円減少し、金二百三十四億八千四百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十一年十二月十七日であり、社員総会の決議は平成二十一年十一月十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年十月九日

掲載頁　一八三頁（号外第二一七号）

平成二十一年十一月十六日

東京都港区虎ノ門五丁目三番二〇号仙石山アネックス麻布愛和会計内

日本インダストリアル特定目的会社

取締役　細山　勝男

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金七億七千万円減少し、金五十八億二千百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十一年十二月十七日であり、社員総会の決議は、平成二十一年十一月十三日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年二月二十四日付官報の号外第三十五号百二十頁に掲載されています。

平成二十一年十一月十六日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号　舞浜ホールディング特定目的会社

取締役　山田　智明

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を四千万円（但し、第三回B号優先出資について四千万円）減少し十六億七千百十五万円として、発行済優先出資総口数三万四千二百二十三口を一口に対して金五万円をもって三万三千四百二十三口に有償消却することとしました。消却する優先出資の口数は八百口（但し、第三回B号優先出資について八百口）、消却の方法は任意有償消却とし、消却に要する額は、四千万円です。効力発生日は平成二十一年十二月十八日であり、臨時社員総会の決議は平成二十一年十一月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は http://www.asa-epn.jp/ir/00000069/0f5e/ に記載されています。

平成二十一年十一月十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ダイワ新山下特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を金十億円減少して金二百三十四億八千四百万円とし、発行済A号優先出資五億一千万口及び発行済B号優先出資四億九千万口を消却することにいたしました。

当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年十二月十七日までに当社にご提出ください。

平成二十一年十一月十六日

東京都港区虎ノ門五丁目三番二〇号仙石山アネックス麻布愛和会計内

日本インダストリアル特定目的会社

取締役　細山　勝男

取消公告

平成二十一年十月十六日掲載の左記会社に係る合併公告は取消します。

平成二十一年十一月十六日

香川県高松市中野町二九番七号　（甲）株式会社穴吹コミュニティ

代表取締役　穴吹　英隆

北海道札幌市中央区南一条西二四丁目一番六号　（乙）株式会社穴吹工務店札幌

代表取締役　髙木　修

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二三	一四	八上	喰	喰
〃	〃	五終りから八	「白石　昭二」は取下げにより削る。	「鈴木　繁」は死亡により削る。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月十六日付第二四二号

十月二十六日付参会第一号

九六ページ●同日付政府調達第二二〇号四八ページ●（その一）一六ページ●同（その二）二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）